

第 15 回アジア船主フォーラム 共同声明

2006 年 5 月 29 日、軽井沢

第 15 回アジア船主フォーラム (ASF) は、2006 年 5 月 28 日～30 日、長野県軽井沢町で開催された。会合には、豪州、中国、台湾、香港、日本、韓国、アセアン (アセアン船主協会連合 (FASA) : インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナムの船主協会により構成) 各船主協会の代表 122 名が出席した。日本船主協会の会長である鈴木邦雄氏が会合の議長を務めた。会合に引き続き、国際海運団体 (*) で組織するラウンド・テーブルの事務局長との対話会合が開催された。

冒頭、出席者は、会合の直前にインドネシア・ジャワ島で発生した地震による犠牲者に黙祷を捧げた。

1992 年に東京で開催された第 1 回 ASF 会合以降、ASF とその 5 つの 'S' 委員会はその活動を通じ国際海運場裡で重要な地位を確立してきた。ASF がその結成以来着実に進歩してきたことを確認しつつ、会合は友好的な雰囲気の中で開催され、出席者は生産的な議論を行った。

会合は、アジア関連貿易が世界貿易の重要な割合を占めていることやアジア海運業の支配・運航船が世界商船隊の相当なシェアを構成していることを確認し、これに付随してアジア船主が世界海運の場で先導的な役割を担うという明確な責任があることを確認した。それゆえ、国際海運政策や規則に関し、関連組織と協力してアジア船主の声を発信するとの ASF の役割を強化すべきであることが合意された。

このため出席者は、ASF の能力を増強するため将来的に ASF の常設事務局を設立する強い意志を表明した。この強い意志を実現するため、今次 ASF 会合後速やかにワーキング・グループを設置し、規約・設置場所・財源など常設事務局の詳細を検討することが合意された。ワーキング・グループは、2007 年 5 月に開催予定の第 16 回 ASF 総会に常設事務局についての提案を行う。

出席者は、安全運航と環境保護は最優先の原則であることを認識し、そのための持続可能で実用的な最高水準の基準に向けて継続的に改善を重ねていく責任を確認した。

出席者は、船社間協定に対する独禁法適用除外制度は海運業界のみならず貿易業界全体にとって不可欠なものであることを確認し、変化するトレードの状況に適合する上で船社間協定が果たしている重要な役割について、荷主や政府などの理解を得るための努力を船社が継続すべきである点を強調した。

(*)ラウンド・テーブルを組織する国際海運団体: International Chamber of Shipping (ICS: 国際海運会議所) / International Shipping Federation (ISF: 国際海運連盟)、Baltic and International Maritime Council (BIMCO: ボルチック国際海運協議会)、International Association of Independent Tanker Owners (INTERTANKO: 国際独立タンカー船主協会)、International Association of Dry Cargo Shipowners (INTERCARGO: 国際乾貨物船主協会)

シッピング・エコノミクス・レビュー委員会 (SERC)

ASF は、第 18 回 SERC 中間会合が 2005 年 12 月 13 日に東京で開催されたことに留意した。芦田昭充委員長は、同会合の報告のうち以下の点を強調した。

定期船トレードの現状

出席者は、アジア域内および太平洋トレードの現状に関し、スペースの需給市況は引き続き非常に堅調ながらも、燃料油価格や内陸輸送コストの急騰など増大するコスト要因について深刻な懸念を共有した。ASF は、将来のトレード需要増に見合った長期的再投資を確実なものとするため、コスト増の状況について荷主の正確な理解を得るべく最大限の努力をする一方、正確なデータ分析による冷静な市況への対応がこれらトレードに関係する全ての CEO にとって不可欠であることを再確認した。

アジアにおける荷主との関係

ASF は、2005 年 4 月にペナンで開催されたアジア荷主協議会 (ASC) と SERC との初の対話会合以後のアジア荷主との関係強化に向けたフォローアップ活動に留意した。出席者は、日本政府および東京に拠点を置く荷主・船社の代表が参加して、2005 年に東京で開催された一連の「コンテナ・シッピング・フォーラム」に留意した。会合は、最新の航路状況に関する情報共有を行う上で有益な場であった。ASF は、対話姿勢に基づいた真摯かつ建設的な関係の促進に向け、アジアの荷主との定期的な連絡を維持していくことが船社にとって重要であることを再確認した。

定期船海運に対する独禁法適用除外制度

ASF は、シンガポール競争委員会が 2006 年 4 月に定期船社間協定に対する同国競争法包括適用除外規則案を公表し、関係者のコメントを求めたことに留意した。一方、フォーラムは、2005 年 12 月に発表された同盟に対する EU 競争法包括適用除外制度の廃止提案に留意した。ASF は、海運業の健全性と、増大する国際貿易需要を支える上で必要となる長期投資に見合った能力を維持するためには、除外制度は不可欠であるという ASF の長年に亘る立場を確認した。

船員委員会 (SC)

2006 年 ILO 海事労働条約

ASF は、2月にジュネーブで開催された ILO(国際労働機関)第 94 回総会における新しい ILO 海事労働条約の採択を歓迎し、5 年間に及ぶ集中的かつ困難な作業に携わった関係者に謝意を表明した。また、ASF は、世界の大多数の船員の訓練・供給国であるアジア太平洋地域の政府による同条約の早期批准を奨励した。ASF は、この条約の施行にあたり使用される PSC(寄港国による検査)のためのガイドラインの策定作業に、そのメンバーおよび政府が積極的に参加することが重要であると考えている。

疲労および安全配員の原則

ASF は、船員の疲労に関する(事故の)報告が増加していることに懸念を示した。出席者は、最近の IMO/MSC(海上安全委員会)が、本件を STW(訓練当直基準)小委員会において優先的議題として取り扱うとしたことに留意し、現行の安全配員の原則を検証する事を支持する旨を表明した。この検証には、船員の労働時間に関する現在の規則がもたらす効果についての認識、およびそれら規則が各国政府により一貫性をもって運用されるための実務的な制度の導入、ならびに(事故の)原因の一つとしての疲労の原因およびそれがもたらす影響についての更なる調査が含まれるべきである。

船員の労働および雇用環境

ASF は、最近の IBF(国際団体交渉協議会)における船員の雇用条件に関する交渉結果に留意した。出席者は現在および将来にわたる船員の労働および福利の改善について、アジア船主の利益およびアジア船員の雇用安定の観点から、アジア船主の声を糾合することが重要であると考えている。ASF は、合同海事委員会(JMC)における 2006 年から 2008 年の間の ILO 最低賃金に関する協議の結果および、今後の協議においては新たな計算方法を検討する旨船主が要求したことについて留意した。会合は、船員の雇用条件は船員の居住する国の生活水準および経済状況に見合ったものであるべきとすることを引き続き主張した。

航行安全および環境委員会(SNEC)

SNEC の S. S. Teo 委員長は、2005 年 11 月 29 日にシンガポールで開催された第 12 回 SNEC 中間会合において議論された諸問題、特に次の事項について最新の情報を提供した。

海賊および海上武装強盗

ASF は、全世界における海賊および海上武装強盗事件が 2005 年には減少傾向を示したことに留意した。しかしながら、ソマリアおよびイラクといった海賊の新しい多発地域に関する懸念も生じている。ソマリア海域では、15 隻もの船舶がハイジャックされたと報告された。ペルシャ湾岸水域に入港または同水域を通過する船舶は、警戒を怠ることなく、またこの海域に配

備されている合同海軍の助言にも留意しながら海賊対策を行うよう求められている。

ASF は、マラッカ海峡における海賊および海上武装強盗の状況が、インドネシア、マレーシア、シンガポールの沿岸 3 カ国によって実施されている様々な保安対策の結果、大幅に改善されたことに留意した。ASF は、沿岸 3 カ国がマラッカ海峡における海賊および海上武装強盗の撲滅に向けて断固とした行動を取っていることに対して感謝の意を表明した。さらに ASF は、マラッカ海峡を航行する船舶を海賊の脅威から守るため、沿岸国政府が協調した活動を継続するよう求めた。同様に ASF は、全てのアジア諸国の政府に対し、海事コミュニティに対する脅威が増しているテロリズムへの警備を怠ることのないよう促した。

海事保安

ASF は、最近 ICS(国際海運会議所)が会員に対して実施した ISPS コード(船舶および港湾施設の保安に関する国際コード)に関する調査に留意した。調査に対する回答の大多数(73%)は ISPS コードの実施にあたって特段の問題は無かったとし、世界中の船舶およびほとんどの港湾では総じて良好な状況であることを示した。

しかしながら、残りの 27%の回答は、特に港湾施設における保安措置、および関係当局と港湾労働者の身分証明・行動に関して問題があったことを示した。ASF は、海事保安を確実なものとし、また ISPS コードの一貫性と効率的な適用を確保するために、これらの問題によって生じる欠陥について IMO において早急に対応し、解決すべきであるとの意見で一致した。

MARPOL 条約 附属書 VI

MARPOL 条約 附属書 VI が 2005 年 5 月 19 日に発効し、続いて 2006 年 5 月 19 日にバルチック海域において最初の Sox 排出規制海域(SECA)が発効した。同附属書は、船舶の排気ガスからの硫黄酸化物および窒素酸化物の排出について上限を設定し、オゾン層破壊物質の恣意的な排出を禁止している。

ASF は、いくつかの国では船舶が自国の港もしくは水域に入ってくる際に、より厳しい硫黄分の排出基準を求める規則を制定していることに留意した。このため、世界の各地域で異なる基準が適用される可能性があることについて懸念が表明された。ASF は、もし同一の船舶が世界中の各港湾で異なる水準の排出規制を課せられた場合、海運業は効率的に機能することができなくなるとの意見で一致した。

したがって ASF は、国際的な規則を推進するために、MARPOL 条約附属書 VI の改定を支持するものである。

船舶保険・法務委員会(SILC)

ASF は、船舶保険・法務委員会の第 11 回中間会合が 2006 年 4 月 3 日に香港で開催されたことに留意した。同委員会のジョージ・チャオ委員長は、委員長報告のなかで次の問題に焦点をあてた。

マラッカ海峡に関する Joint War Committee レーティング

ASF は、戦争保険のためにマラッカ海峡が JWC の危険区域リストに残存していることに失望した。保険者の多くがマラッカ海峡の船舶に関して割増保険料率(Additional Premium)の請求を取り止めまたは引き下げていることからみても、マラッカ海峡をリストに含む必要はないことは明白である。さらに、マラッカ海峡のセキュリティ向上のために沿岸国で進められた対策が効果をもたらしていることも間違いない。ASF は、JWC(Joint War Committee)がマラッカ海峡および同様の地域をリストから除外するよう促すものである。

船舶に起因する海洋汚染に対する刑事罰

ASF は、船舶からの故意による油濁の全ての事例についてあらためて遺憾の意を表すとともに、既存船の運航者の責任と義務を喚起し、また新造船および既存船に対するエンジンルームの油水管理システムのガイドライン改訂に尽力した各業界団体の活動を支持するものである。ASF は、EU の新指令に対し海運関係団体の連合体が行った訴訟提起の進捗状況に留意し、不慮の油濁事故へ刑事罰を課すとした指令の潜在的な影響について引き続き懸念を表明した。ASF は、EU 加盟国が同指令を採択するにあたり直面するであろう MARPOL 条約および国連海洋法条約(UNCLOS)の条文と指令との明らかな矛盾の問題について欧州各国の注意を喚起した。

アテネ条約の 2002 年改定議定書

ASF は、アテネ条約の 2002 年改定議定書がもたらす潜在的な影響について前回会合に引き続き議論を行い、"戦争危険/テロリスク"と"保険総額"の問題が未解決であることに留意した。ASF は、批准国がテロ行為を除外することを容認する"留保条項"に対して、保険業界が IMO 法律委員会へ提出した文書を支持した。ASF は、各 P&I クラブに対しクラブメンバーの実情を勘案した解決策を見出すよう促した。議定書が発効する前段階として、それが現実的に実行可能であるということは大前提である。

シップ・リサイクリング委員会(SRC)

ASF は、2006 年 3 月 6 日に台北で SRC の第 9 回中間会合が開催されるとともに、同会合の一環として、同委員会が主催し SRC への各国船協代表と台北の海運・造船業界、船級協会および当局者が出席した"グリーンパスポートとシップリサイクル セミナー"が開催されたことに留意した。本委員会の委員長である Robert Ho 氏は、以下の事項を強調した。

シップリサイクル活動の今後の展望

本フォーラムは、シングルハルタンカーのフェーズアウトや他種の既存船の年齢構成等の要素を考慮すると、近い将来に海運マーケットから撤退する船舶の数が増加する見込みであることに留意した。本委員会は、当該老朽船が円滑にリサイクルされることの重要性を再確認し、世界における十分なシップリサイクル能力を確保する必要性を強調するものである。

環境上の懸念

本フォーラムは、シッピングサイクルに係る環境と労働安全衛生上の危険性に対し高まる懸念を認識し、環境上適切なシッピングサイクルを促進する必要があることを確認した。世界のシッピングサイクル能力の縮小を招かぬよう、シッピングサイクル業界と外航海運業界の特性を考慮しつつ、シッピングサイクル業界における安全と環境のレベルの段階的な改善に向けた注意深くかつ着実なアプローチが追求されなければならない。

シッピングサイクルに係る国際条約

ASF は、上述のアプローチは海運、造船、船用およびシッピングサイクル業界を対象として世界的に適用される"新たな"法的拘束力のある制度により達成され得るという見解を共有し、シッピングサイクルに係る国際条約の策定に向けた IMO の作業を全面的に支持するものである。本フォーラムは、アジアの船主が、世界の海運業界の主要プレーヤーの一員として、造船、船用およびシッピングサイクル業界等の他の関係者と協調しつつ、同条約の確実な進展に各国政府を通じて貢献することを確認した。

次回会合

韓国船主協会の D. C. チャン会長から、第 16 回 ASF 会合は 2007 年 5 月に韓国で開催するとの発表があった。開催日と場所は追って発表される。

出席者は、軽井沢での第 15 回 ASF 会合における優れた手配と鈴木邦雄議長の能率的な議事運営に謝意を表した。

以上